

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（321）」

2. 日 時：平成29年9月4日 13時30分～14時40分

3. 場 所：原子力規制庁 19階資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、穂藤保安規定係長、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、近田安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理（他12名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「26条／59条 原子炉制御室」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 今回、チェンジングエリアから中央制御室へのアクセスルートについて、梯子から階段へ設計方針が変更されているが、加圧用空気ポンベとの位置関係を踏まえた上で、改めて階段の通行性を整理して提示すること。
- チェンジングエリアや中央制御室へのアクセスルートの考え方について、前回（8/31）のヒアリングから大きく設計方針が変更されている。審査会合等では、事業者において十分な検討がなされたものが説明されているはずであり、ヒアリングでいくつか事実確認を行った程度で設計方針が大きく変わるというのは、事業者における検討が不十分だったのではないかと考えざるを得ない。今後は、十分な検討・精査を行ったうえで審査会合等に臨むこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 中央制御室について
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（1. 16）